

2. 中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の1/2又は全額を軽減**します。

なお、土地や個人の所有する居住用家屋に係る固定資産税は、今回の軽減措置の対象ではありません。

【要件】

中小事業者等で次の要件を満たす者

- ・ 令和2年2月～10月までの任意の3か月間の事業収入が前年同期間と比べて、図1のとおり減少したもの
- ・ 認定経営革新等支援機関等の認定を受けて申告したもの

図1	事業収入	軽減割合
	30%以上50%未満 減少	1/2
	50%以上 減少	全額

【対象税目】 固定資産税 ・ 家屋(事業用)
・ 償却資産

【課税年度】 **令和3年度の課税分に限定**

【申告】 令和3年2月1日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受けた軽減申告書等を資産税課に提出。